

# 消費者だより

2024年1月号

## 「〇〇ペイで返金します」は詐欺を疑いましょう！

便利な決済アプリ「〇〇ペイ」を利用する人が増えていますが、これでお金をだまし取る手口の詐欺が発生しています。「〇〇ペイを使って返金する」と言われたら、詐欺を疑いましょう。

### ■相談事例

インターネット通販で洋服を注文し、代金を指定された個人名義の銀行口座に振り込んだ。商品が届かないので不審に思っていると、販売業者から「欠品しているので〇〇ペイで返金する」とメールが届いた。SNSの登録を指示され、ビデオ通話で言われるとおりにアプリを操作し、複数回〇〇ペイに数字を入力した。その後、返金してもらえと思っていたが、30万円を送金していたことが分かった。返金して欲しい。

### ■消費者へのアドバイス

- ・代金を銀行口座に振り込んでいるのに SNS の登録を指示し、返金すると言って決済アプリに誘導する流れは不自然です
- ・相手の指示に従ってスマートフォンなどを操作するのはやめましょう
- ・〇〇ペイは、個人間でも手軽にやり取りができるので便利ですが、お金の受け取りと送金と同じアプリで行えるため、その場で被害に気づきにくく注意が必要です

困ったことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)